

加古川市民病院機構汚職事件再発防止検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の職員による汚職事件について、原因の究明及び再発を防止するための具体的な対策（以下「再発防止策」という。）を検討し、もって信頼の回復を図るため、加古川市民病院機構汚職事件再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 汚職事件の原因究明に関すること。
- (2) 汚職事件の再発の防止に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、外部委員及び法人の役員で組織する。

(委員)

第4条 外部委員は、学識経験者、弁護士、公認会計士、税理士その他の見識を有する者とする。

- 2 委員は、委員会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 委員の謝礼及びその他実費の弁償に係る額は、理事長が別に定める。

(委員長の職務等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(内部委員会)

第7条 委員会にその下部組織として、内部委員会を置く。

- 2 内部委員会は、委員会の指示により第2条に規定する事務を処理する。

- 3 内部委員会に内部委員長を置き、機構管理本部長をもって充てる。
- 4 内部委員会の委員は、内部委員長が指名する職員をもって充てる。
- 5 内部委員会に関し必要な事項は、内部委員長が定める。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は関係資料の提出を求めることができる。

(再発防止策の履行)

第9条 理事長は、委員会が策定した再発防止策を誠実かつ速やかに履行するものとする。

(公表)

第10条 委員会が策定した再発防止策は、公表するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。